［１１・１１　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（$A_1 \times B_1$）＋（$A_2 \times B_2$）＋（$A_3 \times B_3$）＋（$A_4 \times B_4$）＋（$A_5 \times B_5$）－C｝× 0.014 － D －（E － F ＋G ＋H）］× 0.7365

算式の符号

A_1　当該市町村の区域内に所在する土地（前年度の１月１日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地をいう。以下この項において同じ。）のうち一般田（地方税法第388条第１項に基づく固定資産評価基準（以下「固定資産評価基準」という。）第１章第２節一ただし書又は同章第２節の２の規定により評価した田以外の田をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_2　当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般畑（固定資産評価基準第１章第２節一ただし書又は同章第２節の２の規定により評価した畑以外の畑をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_3　当該市町村の区域内に所在する土地のうち宅地（固定資産評価基準第１章第３節四及び五の規定により評価した宅地を除く（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地についてはこの限りではない。）。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_4　当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般山林（固定資産評価基準第１章第７節一ただし書の規定により評価した山林以外の山林をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_5　当該市町村の区域内に所在する土地のうちその他の土地（一般田、一般畑、宅地及び一般山林以外の土地をいう。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の３第９項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の３の２、第349条の３の３、附則第15条第10項、第18項、第21項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項及び第43項、第15条の２第２項、第15条の３第１項、第16条の２第１項、第２項、第６項及び第７項、第16条の３第１項、第２項、第６項及び第７項、第29条の７第２項並びに第56条第１項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第６条第９項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第８条第８項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第13条第９項並びに地方税法等の一部を改正する

［１１・１１　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（$A_1 \times B_1$）＋（$A_2 \times B_2$）＋（$A_3 \times B_3$）＋（$A_4 \times B_4$）＋（$A_5 \times B_5$）－C｝× 0.014 － D －（E － F ＋G ＋H）］× 0.7395

算式の符号

A_1　当該市町村の区域内に所在する土地（前年度の１月１日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地をいう。以下この項において同じ。）のうち一般田（地方税法第388条第１項に基づく固定資産評価基準（以下「固定資産評価基準」という。）第１章第２節一ただし書又は同章第２節の２の規定により評価した田以外の田をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_2　当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般畑（固定資産評価基準第１章第２節一ただし書又は同章第２節の２の規定により評価した畑以外の畑をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_3　当該市町村の区域内に所在する土地のうち宅地（固定資産評価基準第１章第３節四及び五の規定により評価した宅地を除く（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地についてはこの限りではない。）。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_4　当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般山林（固定資産評価基準第１章第７節一ただし書の規定により評価した山林以外の山林をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

A_5　当該市町村の区域内に所在する土地のうちその他の土地（一般田、一般畑、宅地、一般山林以外の土地をいう。）の総地積（地方税法第348条、附則第55条第２項の規定に該当するものを除く。）

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の３第９項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の３の２、第349条の３の３、附則第15条第13項、第21項、第24項、第37項、第38項、第39項、第42項、第43項、第44項、第47項及び第48項、第15条の２第２項、第15条の３第１項、第16条の２第１項、第２項、第６項及び第７項、第29条の７第２項並びに第56条第１項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第６条第９項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第８条第８項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第13条第９項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号。以下「平